

壮瞥町一般廃棄物処理基本計画

令和8（2026）年3月

壮 瞥 町

壮瞥町一般廃棄物処理基本計画

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画期間と位置づけ	2
第2章 地域の概要	3
第1節 位置	3
第2節 人口動態	3
第3節 産業の動向	4
3.1 産業別就業者数	4
3.2 観光客の入込数	5
第3章 ごみ処理の現状と課題	6
第1節 ごみ処理の現状	6
1.1 ごみ処理体系	6
1.2 ごみ排出の現状	7
1.3 排出抑制・再資源化の現状	10
1.4 収集・運搬の現状	11
第2節 広域連合によるごみ処理	12
2.1 広域処理計画の概要	12
第3節 ごみ処理における課題	14
3.1 排出抑制・再資源化	14
3.2 収集・運搬	17
3.3 中間処理	18
3.4 その他の課題	19
第4章 今後の目標と目標達成のための方策	21
第1節 最終目標年次	21
第2節 ごみ発生量の将来予測	21
2.1 予測方法	21
2.2 将来人口	22
2.3 将来ごみ発生量	22
第3節 排出抑制・再資源化	23
3.1 排出量の抑制	23
3.2 資源ごみ分別の徹底	24
第4節 収集・運搬	30

4.1	効率的な収集・運搬体制の実現	30
4.2	収集ごみの有料化	30
第5章	ごみ処理基本計画	31
第1節	排出抑制・再資源化計画	31
1.1	基本方針	31
1.2	計画資源化量	31
1.3	施策体系	31
1.4	具体的施策	32
第2節	収集・運搬計画	34
2.1	基本方針	34
2.2	施策体系	34
2.3	具体的施策	34
第3節	ごみ処理フローチャート	36
3.1	本町におけるごみ処理フローチャート	36
第4節	その他ごみの処理に関し必要な事項	37
4.1	壮瞥町廃棄物適正処理等推進審議会	37
4.2	災害対策	37
4.3	適正処理困難廃棄物	37
4.4	不適正処理、不法投棄等対策	38
4.5	生活排水処理及びし尿・浄化槽汚泥処理	38

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の目的

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされており、壮瞥町では、平成31年3月に策定した壮瞥町一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物の適正処理や資源循環に取り組んできたところです。

この間、国では、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行、令和5年6月には「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策に総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更により、2050年カーボンニュートラルに向けた廃棄物分野における脱炭素化の推進に関する方針を示しました。また、令和6年8月には、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として、「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

北海道においても、令和7年4月に「北海道廃棄物処理計画（第6次）」を策定し、循環型社会の形成に関する施策の基本的方針や数値目標を定めています。

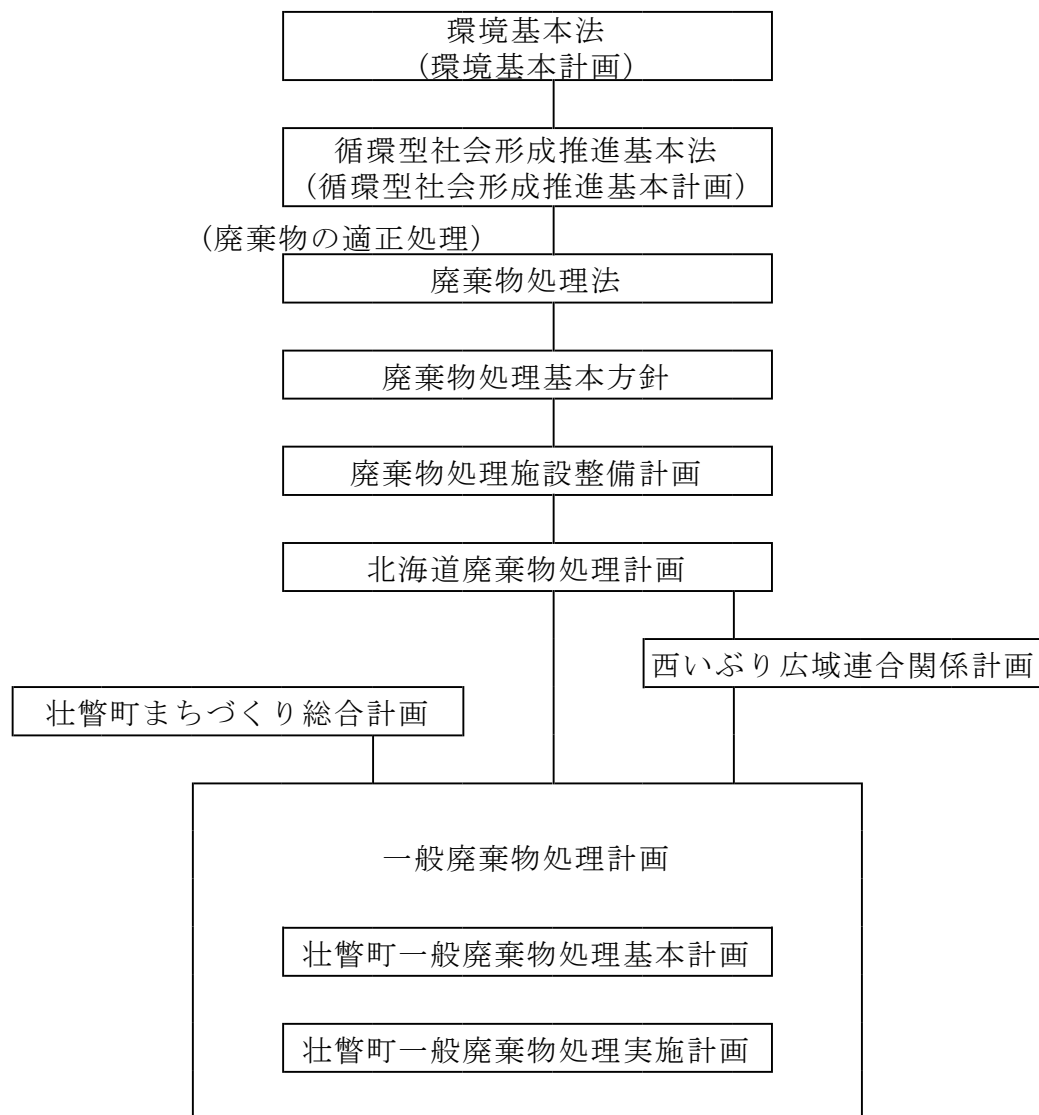
今後、廃棄物処理を適正に推進するためには、これらの社会情勢の変化に対応した取り組みを進める必要があり、新たな「壮瞥町一般廃棄物処理基本計画」の策定にあたっては、国・北海道の計画等を踏まえるとともに、本町のごみ処理の課題や地域特性を考慮し、循環型社会の構築を目指し、本町が今後進める基本方針や数値目標、施策を定めるものとします。

第2節 計画期間と位置づけ

本計画の位置づけは図表 1-1 に示すとおりです。

計画期間は、令和 8 年度～令和 17 年度とし、向こう 10 年間の一般廃棄物の基本政策について方向づけするものです。ただし、諸条件に変更等があった場合も考慮し、適宜必要な見直しを行うものとしします。

図表 1-1 本計画の位置づけ



第2章 地域の概要

第1節 位置

本町は、北海道の南西部（北緯 42° 30′ ～42° 38′ 、東経 140° 49′ ～141° 4′ ）に位置し、札幌市の中心部から約 110 km（車で約 2 時間）、新千歳空港から約 90 km（約 1 時間 30 分）の距離にあります。東は伊達市大滝区、白老町と接し、南は登別市、伊達市、西は洞爺湖町に接しています。

第2節 人口動態

本町における過去 10 年間（平成 28～令和 7 年度）の人口・世帯数の推移は図表 2-1 のとおりです。人口は減少しており、過疎化、核家族化、独居化が進んでいます。

図表 2-1 人口と世帯数の推移

	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
人口（人）	2,647	2,601	2,513	2,517	2,429	2,392	2,362	2,391	2,313	2,223
男	1,260	1,239	1,196	1,182	1,142	1,142	1,128	1,160	1,118	1,079
女	1,387	1,362	1,317	1,335	1,287	1,250	1,234	1,231	1,195	1,144
人口前年比（%）	99.1	98.3	96.6	100.2	96.5	98.5	98.7	101.2	96.7	96.1
世帯数	1,350	1,354	1,318	1,360	1,298	1,289	1,287	1,335	1,312	1,266
1世帯あたり人口	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8

出典 住民基本台帳（各年12月31日現在）

第3節 産業の動向

3.1 産業別就業者数

本町の産業別就業者数の推移は図表 2-2 のとおりです。産業大分類別就業者割合は、令和 2 年国勢調査では、第一次産業が 25.7%、第二次産業が 8.6%、第三次産業が 65.6%となっており、第三次産業の就業者数が最も多くなっています。就業者数の内訳では、農業が最も多く、次いで飲食・宿泊業、医療・福祉となっています。農業、観光業を主な産業とする本町の産業構造が顕著に現れています。

図表 2-2 産業別就業者数の推移

(単位：人)

年次	平成17	平成22	平成27	令和2
第1次産業	425	407	369	340
農業	417	396	359	335
林業	8	11	10	5
漁業	0	0	0	0
第2次産業	141	123	109	114
鉱業	6	0	0	1
建設業	108	78	73	69
製造業	27	45	36	44
第3次産業	1,079	947	901	867
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	2	2
運輸・通信業	59	61	55	50
卸売・小売業、飲食店	183	131	126	100
金融・保険業	15	14	9	8
不動産業	7	12	8	12
サービス業		83	42	44
飲食・宿泊業		211	204	223
医療・福祉	735	196	211	207
教育・学習支援		60	57	42
サービス業（他の分類無し）		95	102	94
公務	77	83	85	85
その他分類不能の産業	1	5	11	0
総数	1,646	1,482	1,390	1,321
第1次産業の割合	25.8%	27.5%	26.5%	25.7%
第2次産業の割合	8.6%	8.3%	7.8%	8.6%
第3次産業の割合	65.6%	63.9%	64.8%	65.6%
その他分類不能の産業の割合	0.1%	0.3%	0.8%	0.0%

出典 各年国勢調査

3.2 観光客の入込数

本町は支笏洞爺国立公園内に位置しており、「観光のまち・壮瞥町」として、昭和新山・有珠山・洞爺湖などの名勝に恵まれ、豊富な温泉と宿泊施設が整備され、一大観光地が形成されています。

観光客の入込数の推移は図表 2-3 に示すとおりで、国内外から観光客、インバウンド、団体客や修学旅行生などが多く訪れています。

図表 2-3 観光客入込数の推移

年度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
入込数(千人)	2,214	2,187	2,007	1,785	720	721	1,156	1,681	1,794

出典 町商工観光課調べ

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

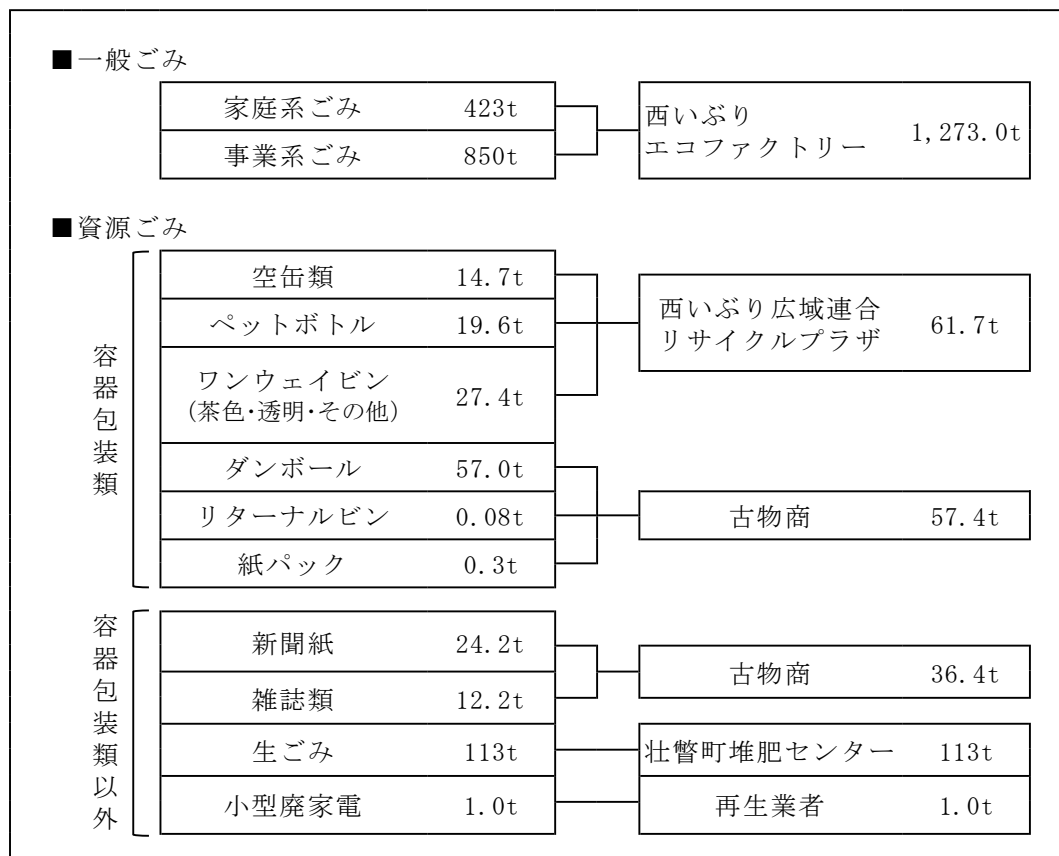
1.1 ごみ処理体系

本町のごみ処理体系・量（令和6年度）は図表3-1のとおりです。

本町では、家庭系一般ごみについては、町が有料にてステーション回収を行い広域連合処理施設で焼却又は埋め立て処分をしています。事業系一般ごみについては、事業者の責任において広域連合処理施設へ運び、直接広域連合の定めた処理費用を支払って、焼却又は埋め立て処分しており、排出事業者の多くは収集運搬許可業者との間で契約を結び、別途収集運搬の費用を支払って処分しています。

資源ごみについては、行政による回収（行政回収）を行っており、家庭から出たものも事業所から出たものも全て無料で回収しています。空き缶類（スチール缶、アルミ缶の混合物）、ペットボトル、ワンウェイビン（茶色、無色、その他の色）については、広域連合リサイクルプラザにて中間処理を行い、新聞・チラシ、ダンボール、雑誌、リターナルビン、紙パックについては、古物商又は再生事業者に引き渡しています。生ごみは、壮瞥町たい肥センターにおいてたい肥の原料として利用していますが、事業所が排出した生ごみをたい肥センターへ収集運搬業者が運ぶ場合は、必要な経費について排出事業者と収集運搬許可業者との間で契約を結ぶ必要があります。

図表3-1 本町のごみ処理体系と量



1.2 ごみ排出の現状

(1) ごみの分類

本町におけるごみの分類は図表 3-2 のとおりで、平成 10 年 4 月より容器包装・古紙類資源ごみの分別収集を開始しています。平成 14 年 8 月から一般ごみの燃やせるごみ、燃やせないごみの分別を開始し、平成 16 年 4 月から一般ごみの有料化を実施しているほか、平成 17 年 1 月からは生ごみの分別収集を開始しています。

現在、ごみは、一般ごみが「燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、危険ごみ」、資源ごみは「空き缶類、ペットボトル、ワンウェイビン（茶色、無色、その他）、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、リターナブルビン、生ごみ」に分別排出していますが、リサイクル関連法令等で定められているものに関しては回収対象外となり、別途処理ルートが定められています。また、農薬や劇薬、引火性物質、医療系廃棄物等については、町回収の対象外に指定されています。

図表 3-2 本町におけるごみの分類

区 分	種 類
一般ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○台所ごみ(料理くず、残飯、茶殻など) ○紙くず(資源物以外のちり紙、油のしみた紙など) ○木くず(割箸、木製の箱類、日曜大工の木くずなど) ○ゴム類(長靴、スリッパ、バッグ、ベルトなど) ○布・衣類(再生資源物以外の綿の入ったものなど) ○ガラス類(再生資源物以外の化粧瓶、耐熱ガラス、蛍光灯など) ○陶器類(鍋、釜などの台所用品、はさみ、煙突などの家庭用品) ○家具類、自転車、ストーブなど ○その他(紙おむつ(汚物は除く)、掃除機のちり、毛布など)
危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○スプレー缶類 ※中身を使い切り、穴をあけずに捨てる。 ○ライター類 ○電池類等
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○空き缶類 ○ペットボトル ○ワンウェイビン、リターナブルビン ○新聞・チラシ、ダンボール、雑誌、飲料用パック
使用済み 小型家電	<ul style="list-style-type: none"> ○アイロン ○炊飯器 ○電気掃除機 ○ラジカセ ○ドライヤー ○ホットプレート ○除湿機 ○ビデオデッキ ○電子レンジ ○小型扇風機など
回収でき ないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○農薬、劇薬 ○ガス、塗料、接着剤などの引火性のあるもの ○注射針などの医療系廃棄物など ○農家で使用したハウス用の古ビニールなど ○指定廃家電(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)

(2) ごみの排出量の推移

ごみ排出量の推移（平成28年度～令和6年度）は図表3-3のとおりです。

図表3-3 ごみ排出量の推移

(単位：t)

年 度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
一般ごみ	1,337	1,330	1,321	1,238	1,105	1,090	1,208	1,314	1,273
容器包装古紙類	197	185	160	145	121	124	143	140	155
容器包装(※1)	127	117	103	97	78	83	97	104	119
古紙類(※2)	70	68	57	48	43	41	46	36	36
生ごみ	193	189	179	176	133	127	127	111	113
合 計	1,727	1,704	1,660	1,559	1,359	1,341	1,478	1,565	1,541

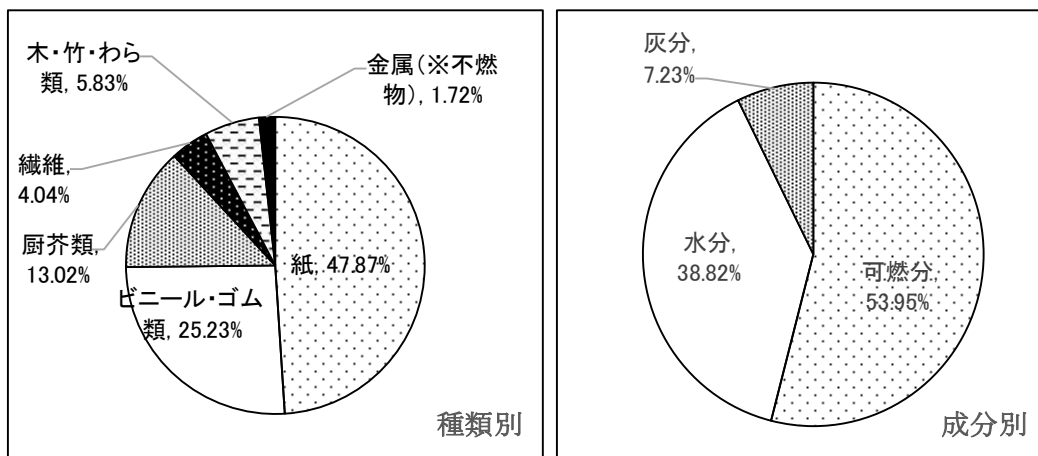
(※1) 空き缶類、ペットボトル、ワンウェイビン(茶色・透明・その他)、ダンボール、リターナブルビン、紙パック

(※2) 新聞、雑誌

(3) ごみ質

令和6年度に広域連合が行った一般排出ごみのごみ質分析結果は図表3-4のとおりです。紙類の割合が最も高く、約5割に達していることが分かります。

図表3-4 ごみ質分析結果(ドライベース/平均値)



(4) ごみ処理に係る経費

平成28年度～令和6年度のごみ処理経費（資源ごみを含む）、及びごみ1t当たりにおける処理経費の推移は図表3-5のとおりです。

ごみ処理経費は、年度により上下幅は変動しており、ごみ処理に係る単価は増大しています。平成28年度には57,776円/tであったものが、令和5年度には約4.9倍の280,553円/tにまで上がっています。ただし、各年度とも、広域連合に支払う負担金が処理経費の半分以上を占めており、令和4年度からの増加は、この負担金の大きな増加（新中間処理施設建設費の増加）によるものです。今後、広域連合に支払う負担金は、旧中間処理施設解体等の費用も含まれています。

図表3-5 ごみ処理経費と単価の推移

年度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
経費（千円／年）	99,780	83,726	75,339	72,113	81,567	89,695	227,602	439,067	307,894
単価（円／t）	57,776	49,135	45,385	46,256	60,020	66,887	153,993	280,553	199,801

1.3 排出抑制・再資源化の現状

(1) 再資源化の取り組み

本町の資源ごみ回収量の推移は図表 3-6 のとおりです。本町では、平成 10 年 4 月より、容器包装古紙類 11 品目（空き缶類、ペットボトル、ワンウェイビン（茶色、無色、その他））の分別回収を実施し、また、平成 17 年 1 月より生ごみの分別回収も実施しており、人口減少を考慮すると適正なリサイクル推進が図られていると考えられます。

※令和 2 年度より布類は回収廃止

図表 3-6 資源ごみ回収量の推移

(単位：t)

年度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
資源ごみ (除 生ごみ)	197.00	185.00	159.00	144.00	120.00	125.00	143.00	142.00	155.00
新聞紙	50.00	48.00	40.00	33.00	28.00	29.00	29.00	25.00	24.00
雑誌	20.00	19.00	17.00	14.00	15.00	13.00	17.00	12.00	12.00
紙パック	0.82	0.54	0.52	0.42	0.33	0.37	0.34	0.33	0.27
布類	0.16	0.11	0.09	0.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ダンボール	53.00	51.00	42.00	38.00	27.00	28.00	35.00	43.00	57.00
リターナブルビン	3.00	2.00	1.80	1.70	0.82	0.22	0.13	0.29	0.08
空缶類	20.00	20.00	17.00	17.00	14.00	15.00	17.00	15.00	15.00
ペットボトル	17.00	18.00	17.00	18.00	14.00	16.00	18.00	19.00	20.00
ワンウェイビン	33.00	26.00	24.00	22.00	21.00	23.00	27.00	27.00	27.00
生ごみ	193.00	189.00	179.00	176.00	133.00	127.00	127.00	111.00	113.00
合計	390.00	374.00	338.00	320.00	253.00	252.00	270.00	253.00	268.00

(2) その他の取り組み

本町においては、ごみの減量化を目的として、回収協力団体への活動奨励金等（※1）の交付を行い、リサイクルの推進とごみの減量化を推進しています。

※1 回収協力団体への活動奨励金及び助成金の交付

本町では、資源ごみの回収協力団体に対して、回収事業の活動を推進するために活動奨励金を交付しています。また、協力団体が回収した新聞紙、雑誌及びダンボール等の回収量 1kg につき 3 円の助成金を交付しており、令和 6 年度には、37 の回収協力団体に対して、合計約 44 万円を交付しています。

1.4 収集・運搬の現状

(1) 収集・運搬の形態

本町における収集・運搬の形態は、図表 3-7 のとおりです。

本町における各ごみの収集は、ステーション方式での回収で全て委託業者が行っています。

図表 3-7 収集運搬の形態

種類		形態	回数	方式
一般ごみ	燃やせるごみ	委託	2回／週	ステーション方式
	燃やせないごみ		1回／月	
	大型ごみ			
	危険ごみ			
資源ごみ	生ごみ	委託	2回／週	ステーション方式
	空缶類		1回／週 (※1)	
	ペットボトル			
	ワンウェイビン			
	リターナブルビン	委託 (計量のみ)		
	新聞・チラシ			
	ダンボール			
	雑誌			
	紙パック			

※1) 1-3月は3回／月

※2) 1-2月は1回／月

(2) 処理手数料

本町では、家庭系の一般廃棄物は平成 16 年度より有料となり、燃やせるごみ、燃やせないごみ用にそれぞれ 10 円 20 円、20 円 40 円、40 円 80 円の 3 種類の袋と大型ごみ用に 1 枚 160 円のごみ処理券を作成し、町内のお店で販売しごみ処理手数料としています。これによる令和 6 年度の手数料収入は約 475 万円ほどで、ごみ処理に係る経費の一部に充てています。

また、広域連合処理施設へ直接持ち込む場合のごみ処理手数料は、家庭系、事業系ともに 100 kg まで 500 円、100 kg を越える 10 kg ごとに 50 円でしたが、新施設となった令和 6 年 10 月からは 10 kg 当たり 180 円に変更されました。ただし、本町では、ごみ処理手数料の一部を町が負担することにより、町民の負担軽減を図り、令和 7 年度は 10 kg 当たり 60 円、令和 8 年度は 10 kg 当たり 70 円、令和 9 年度は 10 kg 当たり 80 円、令和 10 年度は 10 kg 当たり 90 円となっています。令和 11 年度以降の手数料については、今後検討していきます。

第2節 広域連合によるごみ処理

2.1 広域処理計画の概要

西いぶり広域連合は2市3町（室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町）の可燃・不燃・粗大ごみを処理する最新鋭の施設を令和6年10月から稼働し、図3-8に示すようなごみ処理体系となりました。

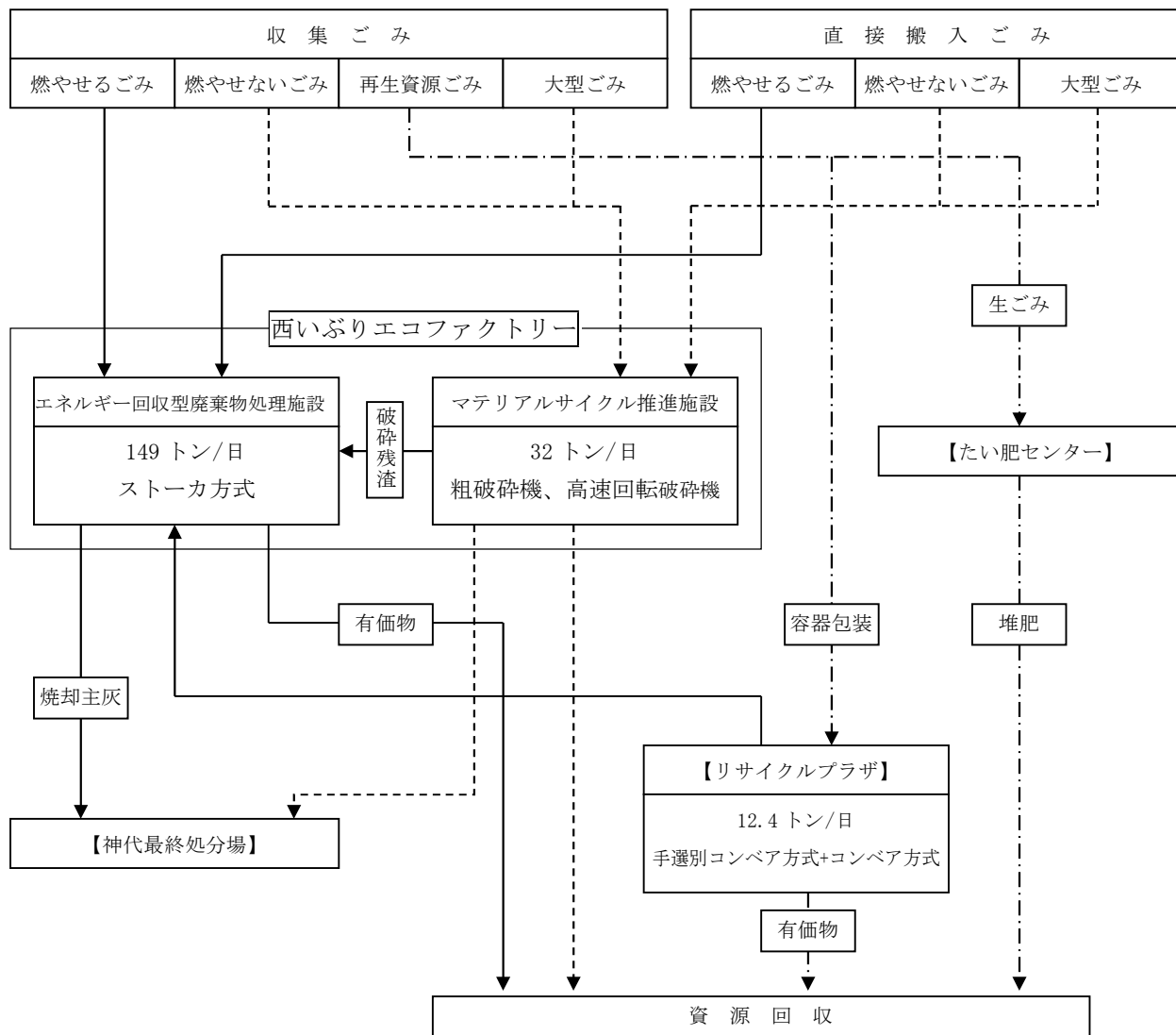
また、西いぶりエコファクトリーと同一敷地内に平成15年11月にリサイクルプラザを竣工し、同年12月から供用開始しており、西胆振5市町から排出されるビン類、缶類及びペットボトル等の容器包装類の処理を行っています。両施設の概要は図表3-8のとおりです。

図表3-8 広域処理施設・リサイクルプラザの概要

施設名称	西いぶりエコファクトリー	西いぶり広域連合リサイクルプラザ
所在地	北海道室蘭市石川町22番地2	
施工主	西いぶり広域連合 (室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町)	
供用開始	令和6年10月1日	平成15年12月
延床面積	10,774.62㎡	2,971㎡ (工場：1,798㎡、プラザ：1,173㎡)
処理能力	【可燃ごみ】149t/日 (74.5t/日×2炉) 【不燃・粗大ごみ】32t/日	【空き缶】3.5t/日 【びん】5.5t/日 【ペットボトル】3.4t/日
処理方式	【エネルギー回収型廃棄物処理施設】 ストーカ方式 【マテリアルサイクル推進施設】 粗破砕機、アルミ選別機	【空き缶】コンベア方式 (磁選機・アルミ選別機) 【びん】手選別コンベア方式 【ペットボトル】手選別コンベア方式
発電出力	2,930kW	/
設計・施工	日鉄エンジ・大成・藤川・東海・須藤 特定建設工事共同企業体	
運転・維持管理	株式会社西いぶりクリーンシステム	

なお、本町におけるごみ処理体系は、図表 3-9 のとおりです。

図表 3-9 本町におけるごみ処理体系



第3節 ごみ処理における課題

3.1 排出抑制・再資源化

(1) 排出量の削減について

本町における1人1日当たりのごみ排出量は、図表3-10に示すとおりです。全国的に見ると、1人1日当たり排出量は1,000g/人・日前後というのが通常ですが、本町ではその約1.8倍の排出量となっています。

令和6年度には約179万人の国内外から観光客、インバウンド、団体客や修学旅行生などが多く本町を訪れており、観光客が1人半日ずつ滞在したと仮定すると、毎日2,450人の観光客が訪れている計算になりますが、これは、本町の人口の1.1倍に相当するため、1人1日当たり排出量が全国平均の約1.8倍だとしても妥当な値と考えられます。

しかしながら、全国、全道平均では、1人1日当たり排出量は減少してきている傾向にあり、本町においても、更なる排出量の削減に向け食品ロスの削減やリサイクルの推進を徹底するなど、普及啓発活動を強化していく必要があります。

図表3-10 1人1日当たり排出量

年 度		令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
人口 (人)		2,517	2,429	2,392	2,362	2,391	2,313
排出量 (t)	一般ごみ	1,238	1,105	1,090	1,208	1,314	1,273
	容器包装古紙類	145	121	124	143	140	155
	容器包装 (※1)	97	78	83	97	104	119
	古紙類 (※2)	48	43	41	46	36	36
	生ごみ	176	133	127	127	111	113
	合 計	1,559	1,359	1,341	1,478	1,565	1,541
排 出 原単位 (g/人・日)	一般ごみ	1,344	1,246	1,248	1,401	1,502	1,508
	容器包装古紙類	157	137	142	166	160	184
	容器包装 (※1)	105	88	95	113	119	141
	古紙類 (※2)	52	49	47	53	41	43
	生ごみ	191	150	145	147	127	139
	合 計	1,692	1,533	1,535	1,714	1,789	1,831
参考値 (g/人・日)	北海道	960	949	941	937	912	-
	全国	919	901	890	880	854	-

(※1) 空き缶類、ペットボトル、ワンウェイビン(茶色・透明・その他)、ダンボール、リターナブルビン、紙パック

(※2) 新聞、雑誌

(2) 排出段階でのリサイクルの促進

本町では、平成10年度より資源ごみを分別し、平成17年1月から生ごみを資源ごみとして分別回収しており、その回収量は大きく増加しました。令和5年度におけるリサイクル率は図表3-11に示すとおり15.6%となっており、本町は全道・全国平均値と比較して、リサイクル率が低下傾向にあるのは、生ごみの排出量が家庭系・事業系とも減少していることが原因と考えられます。

図表3-11 リサイクル率の推移

年度	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
壮瞥町	16.4%	19.5%	19.5%	16.4%	15.6%	12.4%
北海道	23.2%	23.4%	23.5%	22.9%	22.8%	-
全国	19.6%	20.0%	19.9%	19.6%	19.5%	-

出典 一般廃棄物処理事業実態調査等

令和5年度における再生利用量は全一般廃棄物排出量の15.6%（資源として再利用されるものの割合。ただし、排出段階における回収だけでなく処理後の資源回収も含む。本町の場合は、ごみの中間処理を広域連合で行なっているため、この分の資源回収をしている正確な量の把握は困難）となっています。また、令和7年4月に策定された北海道廃棄物処理計画（以下、「道計画」という。）では、令和11年度におけるごみのリサイクル率目標値は26%以上とされています。

広域連合廃棄物処理施設は、資源を可能な限り回収する施設となっています。そのため、本町から搬入したごみの中からも資源が回収されることとなりますが、処理後の資源回収に頼りきりになるのではなく、本町内におけるごみの排出段階での資源ごみの回収量を増やす取組みを推進することが必要です。ごみ排出段階での資源ごみの回収については、策定済の令和8年度を始期とする第11期壮瞥町分別収集計画（以下、「町分別収集計画」という。）に基づき、容器包装廃棄物のリサイクルの具体的推進方策が定められています。

(3) 分別方法の統一化について

平成14年12月以降、本町のごみは広域連合処理施設に搬入しており、ここでのごみの分類は図表3-12のとおりです。

図表3-12 広域連合処理施設におけるごみの分類

区 分	種 類
可燃ごみ	○生ごみ類、紙類、ゴム・合成革製品、木・竹類、プラスチック類、繊維類、落ち葉・刈草、寝具類、その他（乾燥剤・防虫剤）
不燃ごみ	○家電製品、金属類、家具類、スポーツ・レジャー用品、陶磁器・ガラス類、寝具類
粗大ごみ	（関係市町村の分類による）
処理 不適物	<p><u>1. 次の規格のいずれか一つでも超えるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦 1.2メートル ・横 1.2メートル ・長さ 2メートル ・鉄板 厚さ3ミリメートル <p>電気温水ボイラ、ピアノ、オルガン、浴槽、スチール机、応接セット、鉄板類、ソファ（スプリングが入っていないもの）、ドラム缶</p> <p><u>2. 金属塊及び金属が組合わされたもの</u></p> <p>鉄塊（バーベル、鉄アレイ等）、消火器、ホイール、電動機、トランス、エンジン、コンプレッサー、ワイヤーロープ類、オートバイ、厚肉長尺の鋼類、金網入りガラス等</p> <p><u>3. 危険物等</u></p> <p>(1) スプレー缶類</p> <p>(2) 引火性のあるもの（ただし、完全に灯油を抜いたもの及び乾燥等の措置をしたものを除く） 灯油タンク、灯油ストーブ、塗料用容器、シンナー容器等</p> <p>(3) 作業する従業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるもの 農薬、医療系廃棄物（注射針等）、化学薬品、防虫剤、バッテリー等</p> <p><u>4. 施設の性能に影響を及ぼすおそれのあるもの</u></p> <p>ライター類、電池類等</p> <p><u>5. 広域連合が処理しないもの</u></p> <p>廃タイヤ（別に定める措置をしたものを除く）、ホームタンク、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコン</p>

3.2 収集・運搬

(1) 分類の多様化による収集・運搬の複雑化

本町のごみ排出量は近年、令和2年度以降減少傾向にあったが、令和4年度以降は増加傾向にあり、また、資源ごみの分別、燃やせるごみと燃やせないごみの分別が始まるなど、ごみの分類方法が多様化し、それに伴い、収集・運搬も複雑化しているのが現状で、今後も更なる資源ごみ有効利用の観点から、分類は多様化されると考えられます。

本町では、収集・運搬の効率化を図るため、収集車両の積載量の増加や地域ごとの排出量に応じた収集日の設定、ゴミステーションの数の見直しを行ってきました。今後ごみの分別を正確に実施するための排出者の利便性と、これに必要なコストを勘案しながら収集・運搬を可能な限り効率化する必要があります。

(2) 収集ごみの有料化

一般的に、有料化の目的としては以下が挙げられます。

【有料化の目的】

① 住民のごみ処理に対する意識高揚・意識改革

- ・住民のごみ処理・減量化への関心が高まり、利便志向の生活を改める必要性の自覚が芽生える。
- ・ごみ処理に多大な財政負担がかかっていることの認識が住民に共有化される。
- ・将来的にはごみ処理だけでなく、住民の環境問題への意識も高まることが期待できる。

② ごみ発生量の抑制・リサイクル効率の向上

- ・家庭内でなるべくごみを出さないという意識が働き、ごみの排出量が削減される。
また、家庭内における生ごみのコンポスト化などによる資源化が促進される。
- ・(資源ごみを無料回収とすることで) ごみ分別が徹底され、資源の回収率(リサイクル効率)が向上する。その結果、これまで一般ごみに紛れて排出されていた資源ごみが分別され、一般ごみの減量化が図れる。

③ 費用負担の公平化

- ・ごみ量に応じた有料化を行うことにより、ごみ排出量の多い住民の費用負担が重く、少ない住民の費用負担が軽くなる。その結果、住民のごみ処理にかかる費用負担が公平化される。(ごみの減量に努めた住民の努力が報われる。)

3.3 中間処理

(1) 未利用資源の有効活用

① 食品廃棄物

平成 13 年 4 月に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、「食品リサイクル法」という。）が施行されたことにより、食品の製造・販売事業所やレストラン等の食品関連事業者に対し、食品残さの排出抑制やリサイクルの義務が課されました。

食品リサイクル法では、年間 100 トン以上の食品廃棄物を排出する事業所を一つの基準として、発生量及び食品資源の再利用等の状況を主務大臣へ定期的に報告する義務があり、本町の一部のホテル、レストラン、病院などがこれに該当する規模となります。

これらの食品リサイクル法の対象となる食品廃棄物については、行政が中心となって、リサイクル方法の周知を進めることが必要です。

② 家庭系厨芥類

一般ごみの中に含まれている厨芥類（台所で排出される料理くず、残飯など）については家庭で分別することができれば、リサイクルすることが可能です。

平成 17 年 1 月から生ごみの分別収集を開始し、同年 4 月から稼動を開始した、たい肥センターにて、たい肥化を行なっていますが、令和 2 年以降、排出量は減少傾向にあるほか、分別収集に伴うコストが町財政上の大きな負担となっています。

③ 下水道汚泥（農業集落排水汚泥）

生活に密着した快適な環境づくりを目指し、市街地を中心に昭和 63 年度から下水道事業に着手し、次のとおり各地区で供用しています。

- ・滝之町地区 昭和 63 年事業開始、平成 6 年供用開始
- ・久保内地区 平成元年事業開始、平成 6 年供用開始
- ・仲洞翁地区 平成 5 年事業開始、平成 9 年供用開始

この下水道処理事業の実施により発生した下水道汚泥は、現在、壮瞥町たい肥センターにてたい肥の原料として有効活用し、リサイクルの推進を行っています。

図表 3-13 下水道汚泥の発生量

年度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
発生量 (t)	122	121	132	130	112	108	127	122	115

出典 壮瞥町たい肥センター受入計測資料

3.4 その他の課題

(1) 処理不適物への対応

広域連合処理施設では、廃棄物の受入の基準の一つとして、「処理不適物」が定められています。処理不適物とは、同施設での処理になじまないごみのことであり、具体的には図表 3-12 に示したとおりです。処理不適物は、原則として、室蘭市の神代処分場に埋め立てることになりますが、図表 3-12 に示したもののうち、特に、サイズが大きいことが原因で処理不適物に指定されたものの、大きな家具等のように解体・破壊することが可能なもの等については、解体・破壊等の適切な対応をとり、広域連合処理施設での処理を行うことが可能です。

(2) 特別管理一般廃棄物への対応

特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境にかかわる被害を生ずるおそれのある性状を有するもの（PCB を使用する部品、ばいじん、感染性一般廃棄物）のことです。

本町は、焼却炉を有していないため、PCB を使用する部品と感染性一般廃棄物への対応については次のとおりとします。

① PCB を使用する部品

厚生省環境整備課長通知「PCB を含む廃棄物の処理対策について」及び「PCB 使用部品を含む廃棄家電製品の処理について」に基づき、テレビ、エアコンから取り出された PCB 使用部品については、当分の間メーカーが保存することとなっており、本町においても同様の対応としています。

② 感染性一般廃棄物

感染性廃棄物とは、医療関係機関等から発生し、人が感染し、または感染するおそれのある病原体が含まれるか、付着しているおそれのある廃棄物であり、具体的には表 3-14 に示すものが挙げられます。これらの感染性一般廃棄物は収集品目の対象外としています。

図表 3-14 感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の具体例

<p>感染性 一般廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○手術等に伴って発生する病理廃棄物（臓器、組織） ○病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの （実験、検査等に使用した培地、実験動物の死体等） ○その他血液等が付着した紙くず、脱脂綿、ガーゼ、包帯等 ○汚染物もしくはこれらが付着した、またはそれらのおそれのある紙くず、 繊維くず
<p>感染性 産業廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤 ○血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラス くず等） ○病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの（試験管、シャーレ等） ○その他血液等が付着したもの（実験・手術用の手袋等） ○汚染物が付着した廃プラスチック類

(3) 危険ごみへの対応

令和3年4月1日から広域連合において、スプレー缶類、ライター類、電池類を「危険ごみ」として指定し分別収集しています。これらのものが原因と思われる、ごみ処理施設やごみ収集車の火災事故が多く発生しており、事故を未然に防止するため、「危険ごみ」という分別区分を設け、西いぶり広域連合リサイクルプラザで分別処理をしています。

収集方法について本町では、指定袋には入れずに、分類ごとに透明な袋または半透明な袋に入れて、「燃やせないごみの日」（毎月第4土曜日）にゴミステーションに出して、委託業者が西いぶり広域連合リサイクルプラザまで運搬しています。

※西いぶりエコファクトリーでは危険ごみの受け入れは行っておりません。

第4章 今後の目標と目標達成のための方策

第1節 最終目標年次

将来的に快適で潤いのある生活環境を維持するためには、現在のライフスタイルを見直し、資源の循環を考慮した社会を形成する必要があります。そのために、ごみはできるだけ出さない、資源となるものはリサイクルすることが最も重要となります。

本町において発生する一般廃棄物は適正に処理されていると考えられますが、資源循環型社会を目指すためには、発生するごみ量を抑制すること、資源となるものはリサイクルすることが求められています。本章においては、計画期間の最終年度である令和17年度を最終目標年次とし、令和17年度までの将来のごみ発生量を予測して、ごみの減量化や資源化の目標を定め、達成するための方策について検討します。

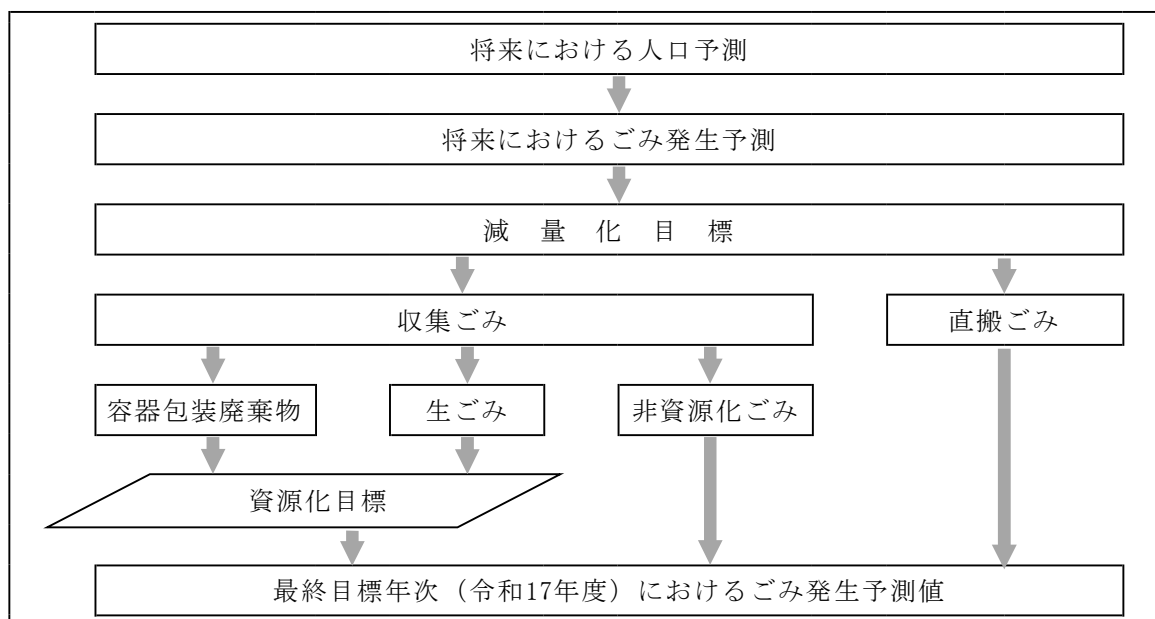
最終目標年次におけるごみの発生量については、現在の西いぶり広域連合広域計画との整合性を図りながら、過去の実績値に基づく統計的予測（回帰予測）を用いて算定することとします。

第2節 ごみ発生量の将来予測

2.1 予測方法

将来ごみ発生量の推計は、図表4-1に示すように人口実績、収集ごみ量実績、直接搬入ごみ量実績をもとに統計手法により予測します。次に、減量化や資源化などの具体的な目標を定め、その目標を考慮して将来ごみ発生量の補正等を行い、最終目標年次における収集ごみ発生量（可燃、不燃・粗大）、直接搬入ごみ発生量（可燃、不燃・粗大）、資源ごみ回収量を推計します。

図表4-1 将来ごみ発生量の推計手順



2.2 将来人口

(1) まちづくり総合計画等による人口推計

本計画の基本となる人口の将来予測は、第5次壮瞥町まちづくり総合計画や現在の広域連合基本計画と整合性を図らなければならないため、これを加味した将来予測値を図表4-2に示します。

なお、上位計画の広域連合基本計画や国立社会保障・人口問題研究所の予測値を優先して採用しているため、令和8年度において数値を補正（人口増）した予測になっています。

図表4-2 本町人口将来予測

年度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
人口（人）	2,647	2,601	2,513	2,517	2,429	2,392	2,362	2,391	2,313	2,223
年度	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
人口（人）	2,406	2,361	2,315	2,270	2,225	2,183	2,142	2,100	2,059	2,017

2.3 将来ごみ発生量

(1) 将来ごみ発生量の推計

収集ごみにおける将来予測は、人口に対する1人1日当り排出量を、一次回帰分析により算出（図表4-3）し、人口将来予測値（図表4-2）を掛け合わせることでごみ発生量を推計します（図表4-4）。ただし、観光客入込数については将来予測が困難であるため、現状の入込数が維持されることを前提とします。

図表4-3 人口・ごみ発生量実績と排出原単位回帰分析

年 度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
人口（人）	2,647	2,601	2,513	2,517	2,429	2,392	2,362	2,391	2,313
発生量（t/年）	1,727	1,704	1,660	1,559	1,359	1,341	1,478	1,565	1,541
排出量（g/人・日）	1,804	1,820	1,831	1,692	1,533	1,535	1,714	1,789	1,831

図表4-4 将来ごみ発生量推計値

年 度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
人口（人）	2,313	2,223	2,406	2,361	2,315	2,270	2,225	2,183	2,142	2,100	2,059	2,017
発生量（t/年）	1,541	1,370	1,487	1,462	1,429	1,400	1,372	1,349	1,319	1,292	1,270	1,243
排出量（g/人・日）	1,831	1,689	1,693	1,692	1,691	1,690	1,689	1,688	1,687	1,686	1,685	1,684

第3節 排出抑制・再資源化

3.1 排出量の抑制

(1) 目標の設定

本町における一般廃棄物の1人1日当り排出量は、第3章第3節の図表3-10に示したとおりです。道計画では一般廃棄物の排出量を令和4年度の937g/人・日に対して目標年度の令和11年度を約3.2%減の排出抑制目標を掲げ907g/人・日としています。

本町における1人1日当り排出量は、前述したように、観光客の入込み数が多いこともあって、全国平均の約2倍程度となっています。観光客の入込み数によって変化するものの、北海道の目標を踏襲して計画期間の最終年度である令和17年度は、令和6年度に比べ約12.6%減の1,600g/人・日を達成することを目標とします。

「減量化目標」令和17年度における1人1日当り排出量
1,600g/人・日

(2) 減量化目標の考慮

① 減量化目標の設定

減量化目標値(1人1日当りの排出量を1,600g/人・日とする)は、最終目標年次(令和17年度)における収集ごみ及び直接搬入ごみの将来的な1人1日当り排出量です。

一方、図表4-3のごみ発生量の実績が継続すると仮定した場合、将来ごみ発生量は図表4-4に示すとおりになります。最終目標年次(令和17年度)に減量化目標を達成するため、図表4-5に示す目標値を設定し、減量化に取り組んでいきます。

図表4-5 将来ごみ発生量の減量化目標

年度	現状(令和7年度)	目標(令和17年度)
減量化率	2.8%	3.0%

② 1人1日当たり排出量

減量化目標を考慮した1人1日当り排出量は、図表4-6に示すとおりです。これは、図表4-5に示すとおり減量化目標を掛け合わせたものです。

図表4-6 減量化目標を考慮した1人1日当たり排出量

年度	実績値		予測値									
	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
排出量 (g/人・日)	1,831	1,642	1,646	1,645	1,644	1,643	1,642	1,641	1,640	1,600	1,600	1,600
※参考 当初の将来ごみ排出量推計値												
排出量 (g/人・日)	1,831	1,689	1,693	1,692	1,691	1,690	1,689	1,688	1,687	1,686	1,685	1,684

③ 将来ごみ発生量

ここで、減量化はごみの種類によらず同様に行われることとすると、壮瞥町におけるごみの将来的な発生量は、図表 4-7 に示すとおりとなります。

図表 4-7 減量化目標を考慮した将来ごみ発生量

年度	実績値	予測値										
	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
発生量 (t/年)	1,541	1,332	1,445	1,421	1,389	1,361	1,334	1,311	1,282	1,256	1,234	1,206

※参考 当初の将来ごみ発生量推計値

発生量 (t/年)	1,541	1,370	1,487	1,462	1,429	1,400	1,372	1,349	1,319	1,292	1,270	1,243
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(3) 目標達成のための方策

目標の達成のためには、住民や事業所の協力が不可欠です。従って、住民に対しては、可能なものは極力再利用するなど排出量削減のための積極的な広報・啓発活動を行うこととします。一方、事業者に対しては、過剰包装を行わないよう働きかけを推進します。

3.2 資源ごみ分別の徹底

(1) 目標の設定

ごみの減量化と資源循環の観点から、資源ごみの分別を徹底する必要があります。本町においては、特に、容器包装廃棄物及び生ごみを中心とした資源ごみの回収率向上に努めてきました。町分別収集計画では、容器包装廃棄物は年間約 360t 程度の排出量と想定されており、当該計画に従い、容器包装廃棄物の資源化の促進を目指します。具体的な目標としては、令和 8 年度以降も継続的に資源化を推進することによって、令和 17 年度に缶類、紙類、プラスチック類の回収率を 80%以上、びん類の回収率を 70%以上とします。

また、生ごみの資源化の目標としては、令和 17 年度にごみ発生量の 13.02%が厨芥類であることを前提に、回収率をその 70%以上とします。

《資源化目標》

「壮瞥町分別収集計画」に則り、容器包装廃棄物の資源化を促進する。
同様に生ごみの資源化も促進する。

【令和 17 年度】

- ・ 缶類、紙類、プラスチック類の回収率を 80%以上
- ・ びん類の回収率を 70%以上
- ・ 生ごみの回収率を 70%以上

(2) 資源化目標の考慮

① 容器包装廃棄物の排出量

容器包装廃棄物の品目別の含有量比率は図表 4-8 左側に記載した値とします。この比率は、令和 7 年 3 月環境省環境再生・資源循環局発行の「市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）」表 2-3-1 を参考としています。なお、容器包装廃棄物の品目別比率は本町の生活スタイルに依存するため、各年次においての違いはあまりないものと想定出来ます。このため、各年次においても同様な比率を用いることとします。

また、容器包装廃棄物の品目別排出量の将来予測は図表 4-8 のとおりになります。図表 4-8 は、本町における減量化目標を考慮したごみ発生量（図表 4-7）と前述の比率を用いて、ごみに含まれる容器包装廃棄物の排出量を算出したものです。

図表 4-8 ごみに占める品目別比率と減量化目標を考慮した容器包装廃棄物の排出量

比率	年度		令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
	品目	品目										
0.6%	缶類	スチール	9	9	8	8	8	8	8	8	7	7
1.4%		アルミ	20	20	19	19	19	18	18	18	17	17
2.0%	ガラスびん	無色	29	28	28	27	27	26	26	25	25	24
1.5%		茶色	22	21	21	20	20	20	19	19	19	18
0.0%		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.6%	紙類	飲料用	9	9	8	8	8	8	8	8	7	7
4.3%		ダンボール	62	61	60	59	57	56	55	54	53	52
3.4%		その他	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41
3.0%	プラスチック	ペットボトル	43	43	42	41	40	39	38	38	37	36
0.3%		トレイ	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
10.0%		その他	145	142	139	136	133	131	128	126	123	121
27.1%	合計		392	385	376	368	361	355	348	343	334	327

② 容器包装廃棄物の回収率と回収量

町分別収集計画に基づき、将来的な容器包装廃棄物の回収率を図表 4-9 のように定めました。容器包装廃棄物の回収率は令和 8 年度より年度ごとに設定し、計画最終年次（令和 17 年度）に資源化目標を達成することを想定しています。

図表 4-9 容器包装廃棄物の品目別資源物回収率

年度		令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
缶類	スチール	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	アルミ	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
ガラスびん	無色	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%
	茶色	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%
	その他	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%
紙類	飲料用	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	ダンボール	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	その他	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%
プラスチック	ペットボトル	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	トレイ	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	その他	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%

さらに、図表 4-10 は本町における資源化目標を考慮した容器包装廃棄物の回収量です。これは、減量化目標を考慮した容器包装廃棄物の排出量（図表 4-8）に、上記の回収率（表 4-9）を掛け合せて算出したものです。なお、本計画において直接搬入ごみは資源化を予定していません。

図表 4-10 資源化目標を考慮した容器包装廃棄物の回収量

年度		令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
缶類	スチール	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6
	アルミ	16	16	15	15	15	14	14	14	14	14
ガラスびん	無色	20	20	20	19	19	18	18	18	18	17
	茶色	15	15	15	14	14	14	13	13	13	13
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙類	飲料用	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6
	ダンボール	50	49	48	47	46	45	44	43	42	42
	その他	34	34	33	32	32	32	31	30	30	29
プラスチック	ペットボトル	34	34	34	33	32	31	30	30	30	29
	トレイ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	その他	73	71	70	68	67	66	64	63	62	61
合計		258	255	249	242	239	234	228	225	223	219

③ 容器包装廃棄物以外の資源ごみ回収

ア) 古紙類（新聞紙・チラシ、雑誌類）

容器包装廃棄物以外の資源ごみの内、古紙類（新聞紙・チラシ、雑誌類）は、本町の各地域において分別回収され、資源化が行われています。高い回収率を達成していると考えられるため、現状を維持しつつ普及啓発を行うこととします。

容器包装廃棄物以外の資源ごみ（古紙類）の回収量の予測値は、過去の実績値や人口減少を考慮し、令和6年度実績を保つ努力を行い、図表4-11のとおり予測します。

図表4-11 古紙類の資源ごみ回収量

年度	実績値	予測値										
	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
人口（人）	2,313	2,223	2,406	2,361	2,315	2,270	2,225	2,183	2,142	2,100	2,059	2,017
古紙類計（t/年）	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
新聞紙	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
雑誌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

イ) 生ごみ

本町では平成17年度から、未利用資源循環を目的として生ごみの分別収集及びたい肥センターでのたい肥化に取り組んでいます。この事業は全国的にも取り組んでいる自治体数は少ないですが、今後でもできる限り継続していく考えています。

図表3-4に示したごみ質分析結果より、ごみに含まれる厨芥類の割合は13.02%であることから、図表4-3のごみ発生量より、平成28年度以降の生ごみの回収実績を算定すると、図表4-12のとおりとなります。

図表4-12 生ごみの回収実績

（単位：t/年、%）

年 度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
一般ごみ発生量	1,727	1,704	1,660	1,559	1,359	1,341	1,478	1,565	1,541
内 生ごみ発生推定量	225	222	216	203	177	175	192	204	201
生ごみ回収実績量	193	189	179	176	133	127	127	111	113
内 家庭系	106	102	98	97	95	88	88	78	80
内 事業系	87	87	81	79	38	39	39	33	33
生ごみ回収率	86	85	83	87	75	73	66	54	56

家庭系、事業系の生ごみ回収量は年々減少傾向にあり、積極的な協力を周知していく必要があります。将来的には、生ごみの回収率を向上することで、生ごみの回収率を図表の4-13のとおりとします。

図表4-13 生ごみの回収率

年 度	現状（令和7年度）	目標（令和17年度）
生ごみ	60%	70%以上

図表4-7「減量化目標を考慮した将来ごみ発生量」及び図表4-13「生ごみの回収率」より、生ごみの資源としての回収量は図表4-14となります。ただし、前提としてごみに含まれる生ごみの割合は13.02%であることとします。

図表4-14 生ごみの回収量

(単位：t/年、%)

年 度	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
減量化を考慮したごみ発生量	1,445	1,421	1,389	1,361	1,334	1,311	1,282	1,256	1,234	1,206
内 生ごみ発生推定量	188	185	181	177	174	171	167	164	161	157
生ごみ回収実績量	113	111	109	106	113	111	109	107	113	110
生ごみ回収率	60	60	60	60	65	65	65	65	70	70

④ 資源化目標を考慮した収集ごみ回収量の推計

以下の計算式をもとに、図表 4-15 のとおり、資源化目標を考慮した将来ごみの回収量を算出します。なお、資源化目標を考慮した将来ごみの回収量は以下の考え方のもとに算出しています。

$$\begin{aligned} & (\text{減量化目標を考慮した将来ごみ発生量}) - (\text{容器包装廃棄物の資源回収量}) \\ & - (\text{古紙類の資源回収量}) - (\text{生ごみの資源回収量}) \\ & = \text{資源化目標を考慮した将来ごみ回収量} \end{aligned}$$

図表 4-15 資源化目標を考慮した将来ごみ回収量

年度	参照元	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
将来ごみ発生量 (t/年)	表4-7	1,445	1,421	1,389	1,361	1,334	1,311	1,282	1,256	1,234	1,206
容器包装類 (t/年)	表4-10	258	255	249	242	239	234	228	225	223	219
古紙類 (t/年)	表4-11	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
生ごみ (t/年)	表4-14	113	111	109	106	113	111	109	107	113	110
資源化目標を考慮した 将来ごみ回収量 (t/年)	-	1,038	1,019	995	977	946	930	909	888	862	841

(3) 目標達成のための方策

目標達成のためには、現在資源ごみとして収集していないその他紙類・その他プラスチック類を新たに分別収集する体制が必要です。住民の協力が不可欠であることはもちろん、収集運搬経費の負担についても慎重に考える必要があります。また、資源ごみ収集に関しては、量の確保だけでなく、異物の混入等の品質も大きな課題となります。

従って、住民への広報・啓発活動を通じて、ごみ排出量の増大やごみ処理経費の急増等、ごみ処理のおかれている状況について情報を提供した上で、ごみの分別排出の意義と効果、ごみの正しい出し方に関する認識を深めてもらう取組みを推進します。

第4節 収集・運搬

4.1 効率的な収集・運搬体制の実現

(1) 目標の設定

資源ごみ分別を徹底することなどにより、ごみの分類が複雑化すると、その分だけ収集・運搬にかかる負担は増大します。そのため、収集・運搬車両による環境負荷及び収集・運搬に係る経費を削減するために、収集・運搬体制の見直しを図り、安定的で効率的な体制を実現するほか、ステーション数の最適化（集約・統合化）、収集・運搬ルートのお最適化、収集頻度の最適化を図ります。

《収集・運搬に係る目標（その1）》

ステーション数の最適化（地理的条件を考慮し、概ね10世帯に1ステーションに統合）、収集・運搬ルートの最適化を図ることにより、収集・運搬を効率化する。

(2) 目標達成のための方策

町内のゴミステーション数は適正に配置されているものの、町営住宅の更新や新しい住宅集中地域の変化等により、必要が生じた場合はその都度、最適な収集・運搬ルートの選定、最適な収集頻度の検討等を行っていきます。

4.2 収集ごみの有料化

(1) 目標の設定

分別品目の増大、室蘭市までの一般ごみ・容器類資源ごみの輸送、ごみ処理の高度化、分別収集品目の増加などにより、ごみ処理費用の負担は増大しています。今後、資源ごみも含めた収集ごみの有料化を検討することで、ごみ排出量の減量化、資源ごみ分別の徹底を目指します。

《収集・運搬に係る目標（その2）》

収集ごみの有料化を総合的に検討する。

(2) 目標達成のための方策

周辺市町村の有料化の状況と比較しながら、総合的に検討していきます。また、有料化の実施には住民の理解と協力が不可欠であることから、住民に対して十分な広報・啓発活動を行っていきます。

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 排出抑制・再資源化計画

1.1 基本方針

排出抑制・再資源化計画の基本方針を以下のように定めます。

- ① 排出抑制・再資源化を効果的に推進していくための処理システムの整備
- ② 排出抑制・再資源化を推進するための住民、事業所、行政の役割分担の明確化
- ③ 排出抑制・再資源化を推進するための支援策の整備

1.2 計画資源化量

本町における資源化の対象物は、家庭から排出される生ごみや事業所から排出される食品廃棄物、及び容器包装廃棄物です。最終目標年次（令和17年度）における計画資源化量は、図表5-1に示すとおりです。

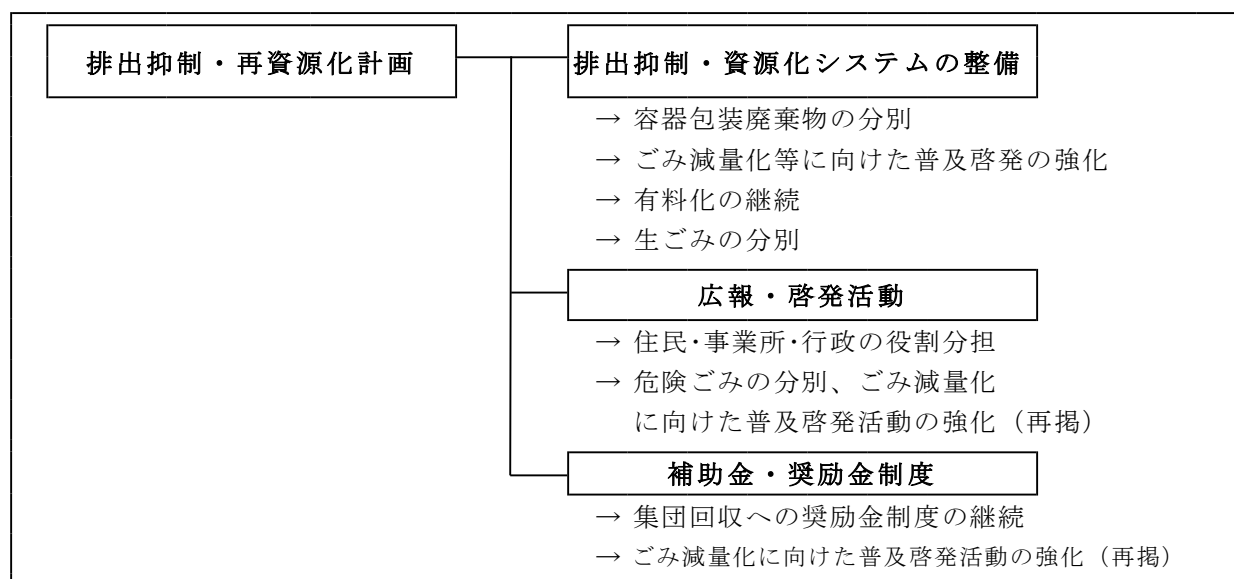
図表5-1 最終目標年次における計画資源化量

年度	ごみ排出量 (t/年)	計画資源化量 (t/年)			資源化率
		容器包装廃棄物	古紙類	生ごみ	
令和17	1,206	219	36	110	30%

1.3 施策体系

施策体系は図表5-2のとおりです。

図表5-2 排出抑制・資源化計画施策体系



1.4 具体的施策

(1) 容器包装廃棄物の分別

住民、事業所は、第一に排出抑制に努め、排出する場合は資源ごみを少しでも多く分別するよう努めることとします。特に、容器包装廃棄物については町分別収集計画に則って分別回収を徹底し、資源ごみの回収率を増加させることとします。

(2) ごみ減量化等に向けた普及啓発の強化

近年の動向を勘案し、1人当たりごみ量の減量化や生ごみの個別活用の推進に係る支援制度を新たに創設するほか、広報や説明冊子等を用いた普及活動を強化していきます。

(3) ごみ処理の有料化の継続

有料化は排出抑制だけでなくリサイクル効率の向上にも寄与し、住民のごみ処理費用負担の公平化と減量化への意識高揚や意識改革にもつながることから継続します。

(4) 生ごみの分別

容器包装廃棄物以外の資源ごみとして、生ごみの分別回収を引き続き実施します。分別回収された生ごみは、町内で排出される家畜ふん尿や下水道汚泥とともにたい肥化を進めます。

また、このような資源循環の仕組みを通じて、住民の資源ごみ分別、さらには環境への関心を高め、排出抑制と同時に資源ごみの回収率の増加を目指します。

(5) 住民、事業所、行政の役割分担

行政、住民、事業者が一体となり、以下のとおりごみの排出抑制・資源化に努めることが必要です。

① 行政の役割

ごみの排出抑制を推進するために、ごみ排出量やごみ処理経費の増加傾向等、ごみ処理のおかれている状況について情報を提供し、また環境教育等を行うことにより、住民に対して排出抑制や分別排出に関する啓発を図ります。また、分別収集協力団体に対して資源化率の向上を促していきます。さらに、行政自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動に率先して取り組んでいきます。

② 住民・事業者の役割

住民は商品の購入にあたっては、容器包装廃棄物の排出量の少ない商品（簡易包装、マイバックの励行、使い捨て品の抑制）、繰り返し使用できる商品（詰替え可能な商品の選択）、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努め、自ら排出するごみの減量に取り組みましょう。また、再資源化されたものを使用し、循環型社会の形成に寄与しましょう。

さらに、自治会等によって構成している分別収集協力団体に積極的に参加し、地域における集団回収活動をとおして、資源ごみの分別に限らず、地域コミュニティの活性化に努めま

しょう。

事業者も同様に自ら排出するごみの排出抑制・再利用・資源化に努めるとともに、観光客の排出するごみに関しても、家庭系資源ごみと同様に分別を行い資源化に取り組みましょう。

(6) 危険ごみの分別

ごみ処理施設やごみ収集車の火災事故を未然に防止するため、スプレー缶類、ライター類、電池類を「危険ごみ」として指定し分別収集を行っています。今後も、住民への周知徹底を図ります。

(7) 集団回収への奨励金制度の推進

資源ごみの回収協力団体が、資源化対象物を回収した場合、その団体に対する奨励金等の交付を行っています。今後も、この奨励金制度を継続して実施することで、資源化の推進を図るものとします。

第2節 収集・運搬計画

2.1 基本方針

町内で発生する一般廃棄物は、資源化するものを除き家庭系も事業系も全て、西いぶりエコファクトリーへ収集運搬しなければなりません。このため、収集・運搬計画の基本方針に関しては、当該施設までの搬入を考慮して、以下のように定めます。

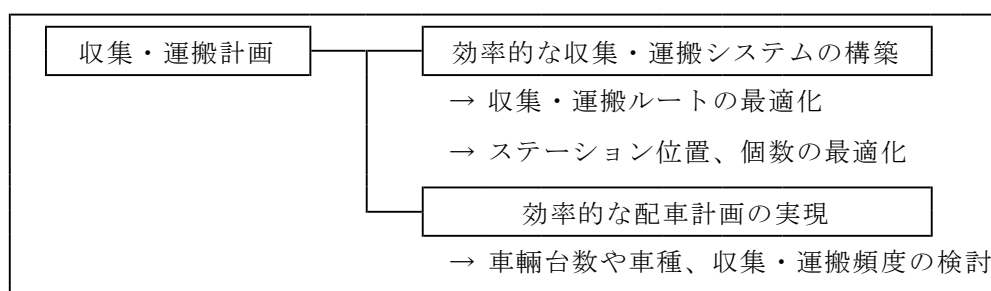
なお、中間処理計画、最終処分計画は、広域連合にて行う業務のため、本計画には含める必要が無いものとします。

- ① 効率的な収集・運搬システムの構築
- ② 効率的な配車計画の実現

2.2 施策体系

施策体系は図表 5-3 のとおりです。

図表 5-3 収集運搬計画施策体系



2.3 具体的施策

(1) 収集・運搬ルートの最適化

西いぶりエコファクトリーへの輸送距離を考慮し、最適な収集・運搬ルートを選択し、排出者及び収集運搬者の負担増加を最小限に留めることとします。

① 家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）

家庭系ごみは、町の委託業者によるゴミステーション回収方式とします。収集運搬は、冬期間の道路状況や収集運搬車両の積載量等を考慮して地区割を行い、年度毎に収集運搬の具体的な予定表を策定します。

② 事業系一般廃棄物（事業系ごみ）

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することを基本とします。具体的には自己搬入又は収集運搬許可業者への委託による広域連合への搬入とします。

③ 資源ごみ

家庭系資源ごみは、ゴミステーションごとに設置したエコポストで回収する生ごみと分別回収協力団体毎に設置したストックヤードで収集する容器包装類・古紙類とで、それぞれ年間の予定表に基づいて収集を行うこととします。ストックヤードで回収した資源ごみのうち空き缶類、ペットボトル、カレットビンは西いぶり広域連合リサイクルプラザへ町が委託業者により搬入することとし、古紙類等については、収集量を確認のうえ町が古物商に引き渡すこととします。

事業系資源ごみも、家庭系と同様の分別を行います。生ごみは許可業者が収集運搬を行い、その他のものは町が指定をする場所に自らが搬入することとします。

(2) ステーション位置や個数の最適化

(1) と関連して、配置する家庭系ごみのステーションの位置や個数も収集・運搬の効率化に大きく影響を与える要因となると考えられます。町は自治会の構成戸数を考慮しておおよそ10世帯で1箇所程度になるようにゴミステーションの自治会ごとの配置数を定め、設置するゴミステーションの大きさもこれに見合ったものとします。自治会は割り当てられたゴミステーションの設置箇所の選定を行い必要な調整を終えた後、町がその場所に設置を行います。ただし、各家と最寄りのゴミステーションまでの距離が100mを越えるような地域や構成戸数の増減の激しい集落については、別途考える必要があります。設置後の管理は利用者の属する自治会にて行うこととします。

(3) 車両台数や車種、収集・運搬頻度の検討

① 家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）

ゴミステーション1箇所につき燃やせるごみは週2回、燃やせないごみ・危険ごみは月1回の収集を行います。なお、これら燃やせるごみ・燃やせないごみ・危険ごみの収集運搬に使用する車両は、広域連合の指定する色と表示の条件を満たした専用車両で行うこととします。

大型ごみは、近年の排出状況等を考慮して一地区当月1回を目安として計画します。使用する車両は普通トラックでも可能ですが、運搬中の飛散・落下対策を確実に講じて行うこととします。

② 事業系一般廃棄物（事業系ごみ）

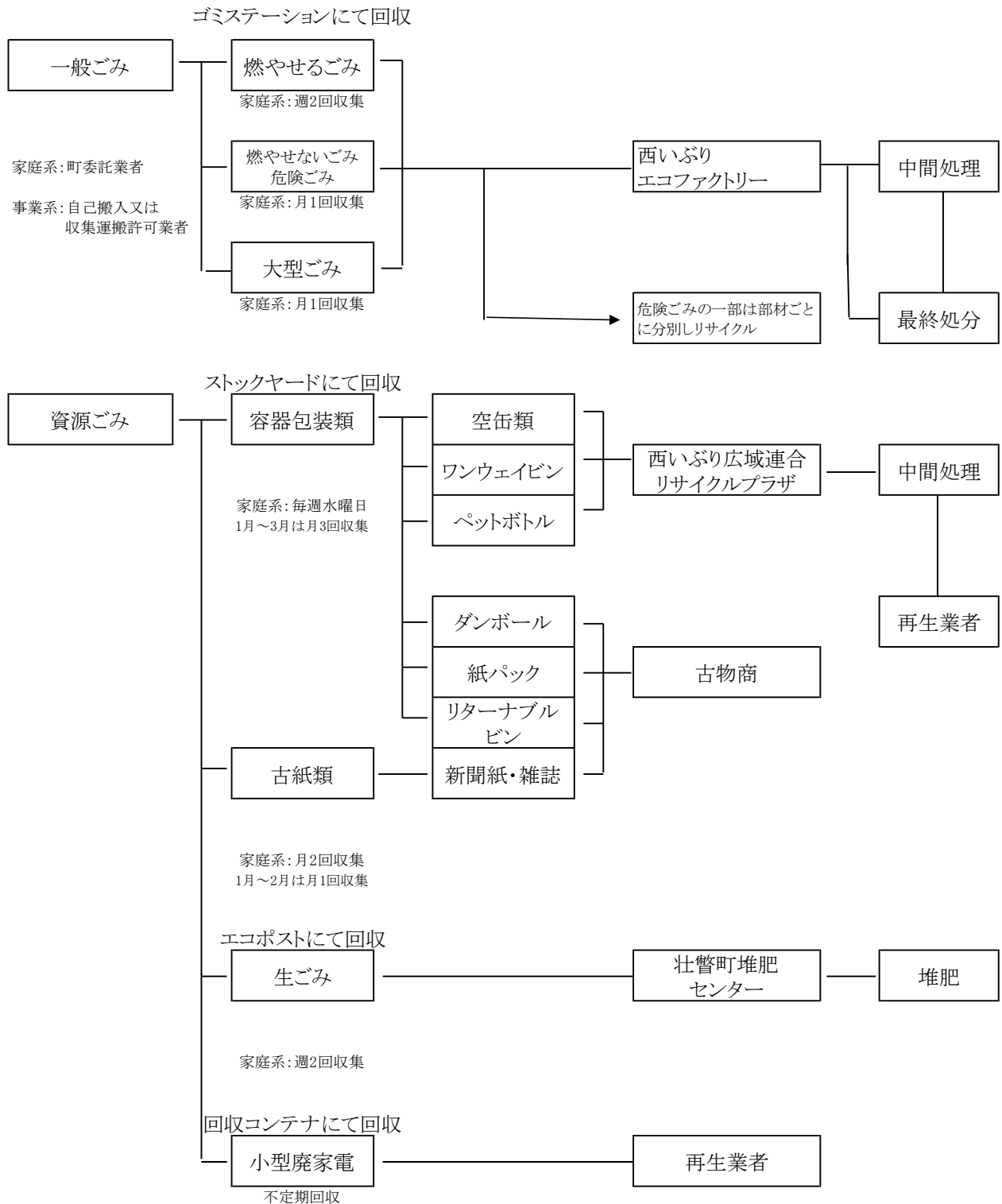
この場合も委託業者の収集運搬と同様に、運搬中の飛散・落下対策を確実に講じて行い、特に収集運搬許可業者は、燃やせるごみ・燃やせないごみの収集運搬に使用する車両を広域連合の指定する色と表示の条件を満たした専用車両で行うこととします。

第3節 ごみ処理フローチャート

3.1 本町におけるごみ処理フローチャート

本町におけるごみ処理フローチャートは、図表 5-4 のとおりです。

図表 5-4 ごみ処理フローチャート



第4節 その他ごみの処理に関し必要な事項

4.1 壮瞥町廃棄物適正処理等推進審議会

町の廃棄物減量化対策を実効あるものとするため、関係機関との連携を図り、必要に応じて壮瞥町廃棄物適正処理等推進審議会による審議を行います。

4.2 災害対策

本町は、一般廃棄物処理を広域連合で行っており、災害により当該処理施設及び最終処分場の稼動に支障が生じた場合は、登別市の処理施設を使用できるように平成22年2月に構成7市町及び広域連合で相互支援協定を締結しています。このため、災害発生時はこの協定に基づき、円滑な処理を広域的に行うために、収集運搬も併せて適宜見直すこととします。

4.3 適正処理困難廃棄物

広域連合で適正処理困難物として指定しているものは、町での回収が出来ないため排出者が自ら引き取り事業者へ引き渡すこととします。

① 有毒性のあるもの

- 農薬・劇薬とその容器、その他有毒性のあるもの

② 感染性のあるもの

- 注射器・注射針など鋭利なもの、血液・血液製剤等、その他感染の恐れがあるもの

③ 危険性・引火性のあるもの

- 火薬・その他危険性のあるもの
- ガソリン・廃油・灯油・その他引火性のあるもの

④ 別途資源化・処理体系を確立しているもの

- 指定廃家電（ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ）、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機）・パソコン類、タイヤ・オートバイ・スクーター・ボート、消火器・バッテリー

⑤ その他処理が困難なもの

- ピアノ・エレクトーン等の大型楽器、浴槽・ボイラー
- その他、広域連合で受け入れないもの

4.4 不適正処理、不法投棄等対策

観光業は本町の基幹産業の一つです。このため行政、事業者、住民がそれぞれの立場で町内の美化に努めなければなりません。しかしながら、近年様々なごみ排出に関するルールの変更があり、これが十分に浸透していないこともあるため、行政は正しいごみの排出方法について啓発を推進していきます。不法投棄・不法焼却に関しては、違法行為であることも踏まえて、関係機関との連携により厳しい姿勢で対応していかねばなりません。

4.5 生活排水処理及びし尿・浄化槽汚泥処理

生活排水処理及びし尿・浄化槽汚泥処理については、平成 29 年度策定の「壮瞥町生活排水処理基本計画」として別に編纂します。